

比 布 町
次世代育成支援対策
地域行動計画【後期計画】



平成22年3月
比 布 町

目 次

ページ

第1章 後期計画の策定にあたって

- 1. 後期計画の策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画の策定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 現状の分析

- 1. 少子化の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 比布町における人口動態及び就業者数等の推移・・・・・・・・ 4
- 3. 子育て支援サービスの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 3 - 1 子育て支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 3 - 2 母子の保健事業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 3 - 3 保育サービス・教育施設の現状・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 ニーズ調査

- 1. 調査の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2. 調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3. 調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 3 - 1 就学前児童調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 3 - 2 小学校児童調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第4章 ニーズ量の推計

- 1. 児童人口の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2. 平日保育利用希望者の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3. 休日保育利用希望者の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 4. 一時預かり型諸事業利用希望者の推計・・・・・・・・・・ 21
- 5. 放課後児童クラブ利用希望者の推計・・・・・・・・・・・・ 22

第5章 後期行動計画

- 1. 地域における子育ての支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - 1 - 1 子育て支援サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - 1 - 2 保育サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - 1 - 3 放課後児童対策事業の充実・・・・・・・・・・・・ 25
 - 1 - 4 子育て支援のネットワークづくり・・・・・・・・・・ 26

2 . 子どもや母親の健康の確保と増進	2 8
2 - 1 子どもや母親の健康の確保	2 8
2 - 2 食育の推進	2 9
2 - 3 思春期保健対策の充実	3 0
2 - 4 小児医療の充実	3 0
3 . 子どもの教育環境の整備	3 1
3 - 1 次代の親の育成	3 1
3 - 2 学校の教育環境などの整備	3 2
3 - 3 家庭や地域の教育力の向上	3 3
4 . 生活環境の整備と安全の確保	3 4
4 - 1 安心して外出できる環境の整備	3 4
4 - 2 安全を確保する防犯活動の推進	3 4
4 - 3 交通安全を確保する活動の推進	3 5
5 . 職業生活と家庭生活との両立の推進	3 6
5 - 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	3 6
5 - 2 仕事と子育ての両立支援	3 6
6 . 要保護児童への取組の推進	3 7
6 - 1 児童虐待防止策の充実	3 7
6 - 2 母子家庭等の自立支援の推進	3 8
6 - 3 障がい児施策の充実	3 8
7 . 目標事業量の設定	3 9

参考資料

- 資料1 比布町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱
- 資料2 比布町次世代育成支援行動計画策定委員名簿
- 資料3 比布町次世代育成支援に関するニーズ調査報告書(別添)

第 1 章 後期計画の策定にあたって

1 . 後期計画の策定の背景と目的

わが国における急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化は著しく、生活水準や医療技術の向上により平均寿命は伸び、高齢者人口が増加する一方で、女性の社会参加や晩婚化・未婚化など、今後より一層、少子・高齢化が進行することが予想されます。

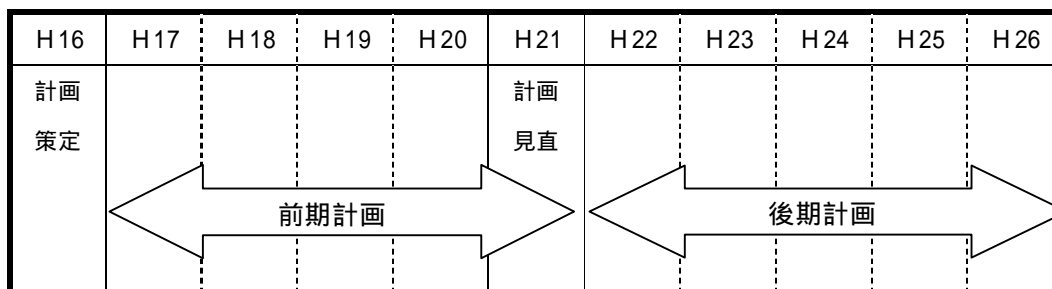
国では、少子化対策として平成 15 年 7 月に次世代育成支援対策推進法を制定し、企業や地方公共団体が 10 年間の集中的、計画的な取り組みを推進することになりました。

比布町においても、平成 17 年 3 月に前期計画を策定し、取り組みを進めてきていますが、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備をさらに充実させるため「比布町次世代育成支援地域行動計画(後期計画)」を策定します。

2 . 計画の策定期間

次世代育成支援対策推進法において市町村が定める行動計画の期間は、平成 17 年度から 10 年間となっています。また、5 年を 1 期とされているため、平成 16 年度に平成 17 年度から平成 21 年度までの前期計画を策定し、平成 21 年度までに前期計画に係る必要な見直しを行ったうえで、平成 22 年度から平成 26 年度までの後期計画の策定を行います。

計画推進スケジュール



第2章 現状の分析

1. 少子化の状況

平成21年9月30日現在の住民基本台帳による比布町の総人口は4,242人であり、そのうち15歳未満の児童人口は397人(9.4%)となっていますが、平成2年の児童人口752人(15.0%)と比較して半数であり、人口割合でも5.6%減少しています。

また、15歳以上64歳以下の労働力人口が児童人口と同様に15年間で7%程度減少しているのに対し、65歳以上の高齢者の人口は平成2年の931人から1,524人になり、高齢者人口の割合は18.6%から35.9%に増加し、核家族化と少子高齢化が急速に進んでいるといえます。

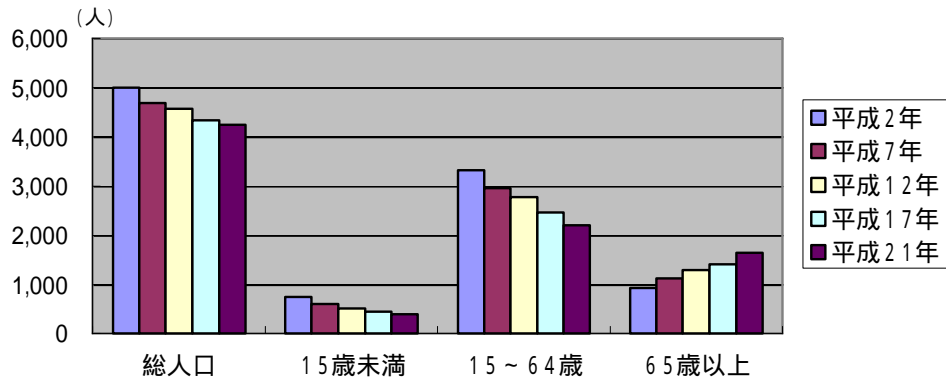
人口の推移(比布町)

(単位:人)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年
総人口	5,004	4,683	4,576	4,340	4,242
15歳未満	752 (15.0%)	600 (12.3%)	506 (11.1%)	455 (10.5%)	397 (9.4%)
15~64歳	3,321 (66.4%)	2,962 (63.8%)	2,775 (60.6%)	2,474 (57.0%)	2,321 (54.7%)
65歳以上	931 (18.6%)	1,121 (23.9%)	1,295 (28.3%)	1,411 (32.5%)	1,524 (35.9%)
世帯当たり人員	3.53	2.96	2.77	2.67	2.30

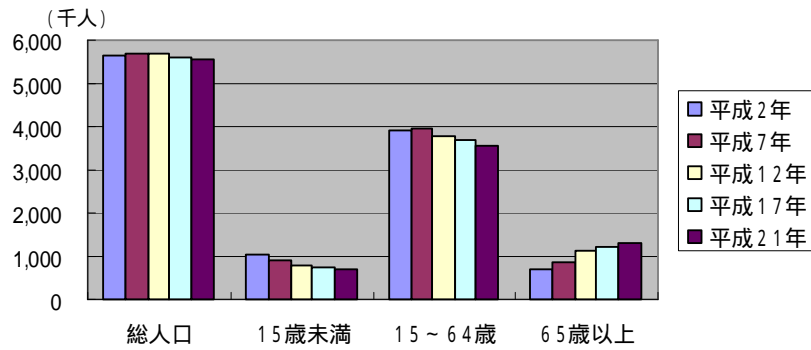
資料:平成2年~平成17年は国勢調査、平成21年は住民基本台帳(平成21年9月30日現在)

人口の推移(比布町)



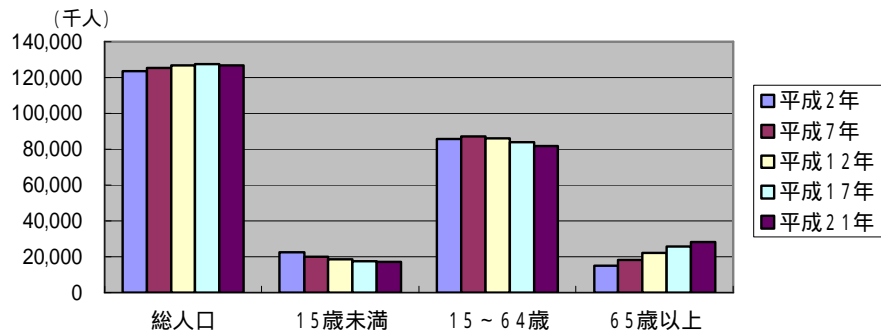
資料：平成2年～平成17年は国勢調査、平成21年は住民基本台帳（平成21年9月30日現在）

人口の推移(北海道)



資料：平成2年～平成17年は国勢調査、平成21年は住民基本台帳（平成21年3月31日現在）

人口の推移(全国)



資料：平成2年～平成17年は国勢調査、平成21年は住民基本台帳（平成21年3月31日現在）

2 . 比布町における人口動態及び就業者数等の推移

本町の総人口は年々減少していますが、平成8年から平成14年においては社会動態（転入・転出）による増加がみられ、宅地開発事業などにより人口減に歯止めがかかった一方で、平成15年以降は自然動態（出生・死亡）が主な要因となり、人口がさらに減少しています。

人口動態の推移

（単位：人）

区 分	昭和 57 ~ 63 年	平成元 ~ 7 年	平成 8 ~ 14 年	平成 15 ~ 20 年	平成 21 年
世 帯	1,575	1,600	1,745	1,808	1,841
人 口	5,478	4,888	4,730	4,451	4,228
男	2,680	2,376	2,273	2,117	2,001
女	2,798	2,512	2,457	2,334	2,227
自然動態	3	20	25	38	38
出生	47	25	27	22	14
死亡	50	45	52	60	52
社会動態	92	35	8	23	19
転入	175	163	187	132	121
転出	267	198	179	155	140
職 権	0	0	1	2	0
差引増減 + +	95	55	16	63	52
出生率(人口千対)	8.6	5.1	5.7	4.9	3.3

資料：人口動態調査（住民基本台帳 各年12月31日現在）

平成21年以外の数値については複数年の平均値を記載

産業別就業者数の推移

(単位：人)

	平成 2 年			平成 7 年			平成 1 2 年			平成 1 7 年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
就業者総数	1,601	1,319	2,920	1,527	1,221	2,748	1,404	1,136	2,540	1,261	1,062	2,323
	55.4%	44.6%	100.0%	55.6%	44.4%	100.0%	55.3%	44.7%	100.0%	54.3%	45.7%	100.0%
第 1 次産業	527	625	1,152	478	558	1,036	392	459	851	400	403	803
	18.0%	21.4%	39.4%	17.4%	20.3%	37.7%	15.4%	18.1%	33.5%	17.2%	17.3%	34.5%
農業	518	624	1,142	473	558	1,031	386	458	844	396	402	798
林業	6	1	7	4	0	4	5	0	5	3	0	3
漁業	3	0	3	1	0	1	1	1	2	1	1	2
第 2 次産業	466	211	677	477	178	655	432	114	546	287	69	356
	16.0%	7.2%	23.2%	17.3%	6.5%	23.8%	17.0%	4.5%	21.5%	12.5%	3.0%	15.5%
鉱業	6	1	7	0	0	0	3	2	5	2	1	3
建設業	304	61	365	322	52	374	306	39	345	192	23	215
製造業	149	124	273	156	149	305	155	126	281	93	45	138
第 3 次産業	608	483	1,091	572	485	1,057	580	563	1,143	569	587	1,156
	20.9%	16.5%	37.4%	20.8%	38.5%	59.3%	22.8%	22.2%	45.0%	24.6%	25.4%	50.0%
電機・ガス・供給熱・水道業	5	0	5	4	1	5	3	0	3	0	0	0
運輸・通信業	106	12	118	93	9	102	95	15	110	74	12	86
卸売・小売業・飲食業	189	230	419	182	217	399	155	234	389	173	250	423
金融・保険業	5	17	22	4	6	10	9	12	21	3	13	16
不動産業	1	2	3	1	0	1	1	1	2	2	1	3
サービス業	225	191	416	199	221	420	226	264	490	234	288	522
公務	77	31	108	89	31	120	87	34	121	83	23	106
分類不可能	0	0	0	0	0	0	4	3	7	0	0	0

資料：国勢調査

労働力人口の推移

(単位：人)

	平成 2 年	平成 7 年	平成 1 2 年	平成 1 7 年
総 数	4,252	4,083	4,070	3,885
労働力人口	2,951	2,797	2,618	2,428
	69.4%	68.5%	64.3%	62.5%
就 業 者	2,920	2,748	2,540	2,323
	68.7%	67.3%	62.4%	59.8%
完全失業者	31	49	78	105
	0.7%	1.2%	1.9%	2.7%
非労働力人口	1,300	1,288	1,452	1,455
	30.6%	31.5%	35.7%	37.5%

資料：国勢調査

3. 子育て支援サービスの状況

まちづくりの指針となる第9次まちづくり計画（平成16～20年度）に沿って、各種の子育て支援や保育サービス、児童福祉施策を行っており、社会情勢の変化に応じ、計画を進めてきたところです。

3-1 子育て支援センター

項目	平成19年度	平成20年度	内容
子どもの広場 延べ利用者	565組 1,173人	453組 930人	子どもと親が集い、交流する場所として保健センターを開放し、子育ての情報提供や育児相談などの支援を行う。平成20年度からは保育士2名が担当し、必要に応じ保健師、栄養士が対応 開放日：毎週月・金曜日 (子育て相談は水曜日)

3-2 母子の保健事業の状況

(1) 健康診査

項目	平成19年度	平成20年度	内容
乳児健康診査 延べ対象者 延べ受診者 受診率 延べ栄養指導	65人 62人 95.4% 49人	119人 111人 93.3% 71人	4・7・10・12ヵ月の乳児を対象に病気や異常の早期発見と予防及び育児・離乳食などの相談を受ける 年6回(偶数月)
1歳6ヵ月児健康診査 対象者 受診者 受診率 栄養指導	18人 17人 94.4% 2人	16人 13人 81.3% 5人	1歳6ヵ月～1歳11ヵ月の幼児を対象に身体や精神の発達を確認し、生活習慣・栄養・虫歯予防等に必要な相談を受ける
3歳児健康診査 対象者 受診者 受診率 栄養指導	25人 23人 92.0% 6人	25人 22人 88.0% 9人	3歳～3歳6ヵ月の幼児を対象に身体や精神の発達を確認し、生活習慣・栄養・虫歯予防等に必要な相談を受ける
股関節脱臼検査 対象者 受診者 受診率	(18年生まれ) 14人 11人 78.6%	(19年生まれ) 24人 20人 83.3%	その年に生まれた幼児を対象に医療機関において受診
歯科検診 対象者 受診者 受診率	43人 40人 93.0%	41人 35人 85.4%	1歳6ヵ月～3歳の幼児を対象に虫歯予防を目的とした歯科医師による歯の検診
エキノコックス血液検査 対象者 受診者 受診率	54人 53人 98.1%	68人 54人 79.4%	小学3年生と中学3年生を対象に血液検査を実施

(2) 健康相談

項 目	平成19年度	平成20年度	内 容
健康相談			妊産婦健康相談・母子健康相談・子育て相談
所内相談	92件	58件	
電話相談	13件	9件	
母子手帳交付時の保健相談			母子保健手帳を交付のときに、妊娠・乳幼児期に関する保健・育児情報を提供
発行数	29件	16件	
保健指導数	16件	16件	

(3) 家庭訪問

項 目	平成19年度	平成20年度	内 容
家庭訪問（延べ）			育児不安等を抱えやすい初妊婦・産婦・乳幼児を対象に訪問し、より良い親子関係や育児環境を支援するとともに、子育てに関する不安などの相談を受ける
新生児及び乳児	27件	23件	
産婦	30件	22件	
幼児	7件	3件	
妊婦	6件	5件	

(4) 健康教育

項 目	平成19年度	平成20年度	内 容
すくすく子育て講座 参加者	26人	29人	3歳未満の乳幼児を持つ保護者を対象に育児講演会などを実施
親子クッキング教室 参加者	11組 25人	6組 13人	小学1・2年生と保護者を対象に食べ物の働きや調理の楽しさ、食事と健康の関わりなどを親子で学ぶ（年1回）
フッ化物塗布			1歳6ヵ月～3歳の健診対象者にフッ化物塗布と生活習慣・食生活・口腔衛生などの相談助言を実施
対象者	43人	43人	
受診者	40人	32人	
受診率	93.0%	74.4%	

(5) 予防接種

項 目	平成19年度	平成20年度	内 容
三種混合			百日咳・ジフテリア・破傷風 3ヵ月～90ヵ月の乳幼児を対象に通年実施
対象者	100人	114人	
受診者	90人	106人	
受診率	90.0%	93.0%	
ポリオ（小児まひ）			3ヵ月～90ヵ月の乳幼児を対象に通年実施
対象者	29人	52人	
受診者	25人	47人	
受診率	86.2%	90.4%	
二種混合			ジフテリア・破傷風 小学6年生を対象に通年実施
対象者	26人	45人	
受診者	25人	37人	
受診率	96.2%	82.2%	
B C G			3ヵ月～6ヵ月未満の乳児を対象に乳児健診時に実施
対象者	22人	25人	
受診者	22人	25人	
受診率	100.0%	100.0%	

項 目	平成19年度		平成20年度			
	第 1 期	第 2 期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
麻しん風しん混合ワクチン						
対象者	12人	31人	12人	31人	12人	31人
受診者	11人	29人	11人	29人	11人	29人
受診率	91.7%	93.5%	91.7%	93.5%	91.7%	93.5%
内 容	第 1 期（12ヵ月～24ヵ月）、第 2 期（就学1年前）の幼児を対象に通年実施		第 1 期（12ヵ月～24ヵ月） 第 2 期（就学1年前） 第 3 期（中学1年生） 第 4 期（高校3年生） 上記の児童を対象に通年実施			

3 - 3 保育サービス・教育施設の現状

項 目	平成19年度	平成20年度	内 容
私立保育施設			
くるみ保育園	1か所	1か所	
定員	90人	90人	
入所児童数	91人	84人	入所児童数には他市町村からの広域入所受入数を含みます。
入所率	101.1%	93.3%	
小学校			
学校数	2校	2校	
学級数	12学級	13学級	
児童数	189人	194人	
中学校			
学校数	1校	1校	
学級数	3学級	3学級	
児童数	94人	91人	
放課後児童クラブ			毎週月～土曜日開設
開設数	1か所	1か所	
定員	20人	30人	
利用児童数	28人	30人	

各年3月31日現在

第3章 ニーズ調査

比布町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）の策定にあたり、本計画が町民のニーズや意見を反映した計画となるよう、ニーズ調査を行いました。

1．調査の目的

本調査は、町民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見等を把握し、次世代育成支援対策の行動計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施しました。

2．調査の概要

	就学前児童調査	小学校児童調査
調査対象者	就学前児童を持つ保護者	小学生児童を持つ保護者
調査対象数	98件	141件
有効回答数	61件	96件
回収率	62.2%	68.1%
全体回収率	65.7%	
実施期間	平成21年6月29日～7月10日	

3．調査結果の概要

3-1 就学前児童調査

問1～問6は、回答者の家族の状況についての調査である。

調査対象98件のうち回答数は61件であり、2歳児以外の年齢層からの回答があった。

子どもの人数は、「2人」が最も多く57.4%、次いで「1人」24.6%、「3人」が16.4%となっている。

祖父母と同居している家庭は14.8%で、85%以上が核家族である。また、祖父母と近居（概ね30分以内に行き来できる範囲）の状況である家庭がほぼ半数を占めている。また、90%が市街地区に居住している状況である。

主に世話をする保護者は、60件(98.4%)が母親であり、子育ては主に母親に任されている。

子どもの預かりについて、70%以上は緊急時などには祖父母等の親族や友人・知人に預かってもらえる関係にあるが、7件(11.5%)は誰にも預けられない状況がある。祖父母に預かってもらえる一方、75%は身体的・精神的負担や自分たちが親として祖父母に負担をかけていることが心苦しいと感じている。

問7～問8は、両親の就労等についての調査である。

「両親ともフルタイム共働き」が、21件(34.4%)と最も多く、次いで「パートタイム共働き」20件(32.8%)となっており、「専業主婦(夫)」は19件(31.1%)である。

95.1%の父親がフルタイムの就労であるのに比べ、フルタイム就労の母親は37.7%であり、パートタイム就労の母親がフルタイムへの転換希望は、30%にとどまっている。

現在就労していない母親の今後の就労希望は、17件(94.4%)となっており、そのうち「1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就職したい」が13件(72.2%)を占めている。就労希望の形態として、「パートタイム、アルバイト等による就労」が15件(88.2%)で、「フルタイム就労の希望」、「無回答」がそれぞれ1件(11.8%)となっている。

出産前後(前後それぞれ1年以内)に離職した母親は、21件(34.4%)を占めており、そのうち「仕事と家庭の両立を支援する保育サービスや環境が整っていたら、就労を継続したか」について、「いずれにしてもやめていた」が10件(47.6%)、「継続して就労していた」が7件(33.3%)である。

問9～問10は、保育サービスの利用についての調査である。

定期的に子どもを預けるサービスの利用率は、45件(73.8%)であり、そのうちの利用で「認可保育所」が42件(93.3%)、次いで「幼稚園」2件、「事業所内保育施設」1件と続いている。

サービスを希望する理由は、「現在就労している」が30件(66.7%)と最も多く、「就労予定がある・求職中である」を含めると70%が就労を理由としている。

「利用していない」が16件(26.2%)で、利用していない理由として、「父

母が就労していない」7件(43.8%)「子どもがまだ小さいため」4件(25.0%)が主な理由である。

今後、利用希望のサービスは、「特になし」が最も多く、16件(26.2%)で次いで、「認可保育所」15件(24.6%)、「一時預かり」14件(23.0%)である。

問11は、土曜日及び日曜日・祝日の保育サービスの希望についての調査である。

土曜日は、16件(26.2%)が月1～2回、10件(16.4%)がほぼ毎週の利用希望があり、併せて40%を超えているが、日曜日・祝日の希望は、半数以下の10件(16.4%)にとどまっている。

問12は、病児・病後児保育など、子どもが病気やケガで通常の利用サービスを利用できなかった時の対応についての調査である。

利用できなかったことが「あった」が、38件(62.3%)であり、そのときの対処方法として、「母親が休んだ」が31件(81.6%)で最も多く、次いで「親族・知人に預けた」が14件(36.8%)、「父親が休んだ」13件(34.2%)である。

問13～問15は、一時預かりの必要性についての調査である。

この1年間で、冠婚葬祭や私用(買い物、習い事等)、リフレッシュなどを目的に子どもを家族以外に一時的に預けたことが「あった」は、13件(21.3%)で、預けた理由として「私用、リフレッシュ目的」が10件(76.9%)で、冠婚葬祭や就労時にも預けている状況がある。

今後の利用希望は、11件(18.0%)にとどまり、50件(82.0%)は利用を希望していない。

宿泊を伴う一時預かりは、この1年間で泊りがけの預かりが必要であったのが5件(8.2%)で、そのときの対応として、「親族・知人に預けた」が最も多く、「仕方なく子どもも同行させた」が1件である。その場合の困難度は、「非常に困難」と「どちらかという困難」を含め80%である。

問16は、放課後児童クラブの利用希望についての調査である。

小学校入学以降に「利用したい」が6件(54.5%)、「利用予定なし」が5件

(45.5%)であり、件数は少ないが、利用予定がある。

問17～18は、子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の利用についての調査である。

「利用している」は、8件(13.1%)にとどまり、51件(83.6%)は利用していないという回答である。利用していない主な理由として、「時間がない」や「利用しづらい」などがあげられている。

サービスの認知度については、「子どもの広場」、「子育て相談」、「すすく子育て講座」は、共に80%を超えているが、利用度については、それぞれ60%以下ではあるが、今後の利用希望がある。また、「上川中部こども緊急さぼねっと」、「幼児一時預かり事業」、「保健師による家庭訪問」も認知度はあるが、まだまだ利用にいたっていない状況である。

問19は、育児休業制度の利用についての調査である。

46件(75.4%)が「利用しなかった」であり、次いで「母親が利用した」が14件(23.0%)で、「母親と父親が両方利用した」が1件(1.6%)である。

育児休業明けの保育サービスの利用状況は、「育児休業期間を調整せずに利用できた」が7件(46.7%)のほぼ半数を占め、次いで「希望しなかった」、「休業期間を調整して利用した」、「無回答」となっている。

問20～問26は、子育てに関する不安や悩み、子育てなどの生活環境についての調査である。

33件(54.1%)が、「子育ては楽しい」と感じており、26件(42.6%)が「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」と回答している。

子育てについての不安や悩みは、28件(45.9%)が「子育て(教育)の経済的負担が大きい」と最も多く、次いで25件(41.0%)の「仕事と子育ての両立が難しい」となっている。そのほか、教育やいじめ、犯罪や事故が増加していることに不安を感じている保護者が多い。

不安や悩みを相談する相手として、51件(83.6%)が「配偶者・パートナー」であり、親やきょうだい、地域の知人・友人、保育所や子育て支援センターなどを活用している。

生活の優先度の希望は、「家事(育児)時間を優先」が40件(65.6%)、次いで「プライベート時間を優先」が12件(19.7%)に対し、現実には、「仕

事時間を優先」、「家事（育児）時間を優先」がそれぞれ28件（45.9%）となっており、理想と現実には差がある。

仕事と子育ての両立に必要なことは、56件（91.8%）が「配偶者の協力」であり、次いで「職場の中の意識や理解、協力体制」が47件（77.0%）、配偶者以外の家族の協力や保育施設・サービスの充実などがあげられている。

子どもとの外出時に困ること・困ったことについて、「特に困ること・困ったことはない」が21件（34.4%）で、小さな子どもとの食事に配慮された場所や子どもを遊ばせる場所が少ないという回答が30%程度となっている。

問27は、必要な子育て支援策についての調査である。

要望として、34件（55.7%）が「子連れで楽しめる場所の増設」が最も多く、次いで、29件（47.5%）が「保育所や幼稚園の費用負担軽減」である。

問28は、子どもの安全について、保護者が日常的に気をつけていることの調査である。

犯罪などに巻き込まれないために、37件（60.7%）が「家庭で危険なことについて話し合う」、35件（57.4%）が「子どもだけで外出させない」ことに気をつけている状況である。

交通事故等から身を守るために、「シートベルトやチャイルドシートを着用」が42件（68.9%）、「道路で遊ばせない」が41件（67.2%）を心がけている。

問29は、本町の子育てのしやすさについての調査である。

「子育てをしやすい」、「どちらかといえば子育てしやすい」を含めて、49件（80.4%）は本町での子育てのしやすさを実感している。

自由記載による意見や要望としては、支援施策全般が4件、保育サービスの充実が6件、遊び場の整備が3件、その他が2件である。詳細については、別添参考資料「ニーズ調査報告書」のとおりである。

3 - 2 小学校児童調査

問1～問6は、回答者の家族の状況についての調査である。

調査対象141件のうち回答数は96件であり、すべての学年からの回答があった。

子どもの人数は、「2人」が最も多く56.3%、次いで「3人」20.8%、「1人」が18.8%、「4人」、「5人以上」をあわせて3.1%となっている。

祖父母と同居している家庭は25.0%で、75%以上が核家族である。また、祖父母と近居(概ね30分以内に行き来できる範囲)の状況である家庭が40%を占めている。また、80%が市街地区に居住している状況である。

主に世話をする保護者は、90件(93.8%)が母親であり、子育ては主に母親に任されている。

子どもの預かりについて、80%以上は緊急時などには祖父母等の親族や友人・知人に預かってもらえる関係にあるが、15件(15.6%)は誰にも預けられない状況がある。75%以上は祖父母に問題なく預かってもらえる一方、身体的・精神的負担や自分たちが親として祖父母に負担をかけていることが心苦しいと感じている保護者が多い。

問7は、両親の就労等についての調査である。

「パートタイム共働き」36件(37.5%)と最も多く、次いで「両親ともフルタイム共働き」が、30件(31.3%)となっており、「専業主婦(夫)」は16件(16.7%)である。母子または父子家庭が12件(12.5%)を占めている。

83.3%の父親がフルタイムの就労であるのに比べ、フルタイム就労の母親は38.5%であり、パートタイム就労の母親がフルタイムへの転換希望は、41.4%になっている。

現在就労していない母親の今後の就労希望は、14件(82.4%)となっており、そのうち「1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就職したい」が8件(47.1.2%)を占めている。就労希望の形態として、「パートタイム、アルバイト等による就労」が13件(92.9%)で、「フルタイム就労の希望」はわずか1件(7.1%)にとどまっている。

就労希望がありながら現在働いていない理由は、6件(42.9%)が「働きながら子育てできる適当な仕事がない」となっており、その他様々な理由に

より就労できない事情がある。

問 8 は、放課後児童クラブの利用についての調査である。

22 件 (22.9%) が「利用している」、71 件 (74.0%) が「利用していない」状況である。利用している理由は、「就労している・就労予定」が 100% を占めている。利用していない理由では、就労していないことや習い事をしているなどとなっている。

土曜日の利用については、9 件 (40.9%) が利用している状況である。

今後の利用について、新たに 5 件 (7.0%) が希望しているが、土日の利用希望はない。利用したい理由としては、就労したいと考えているためである。

問 9 は、小学 4 年生以降の放課後の過ごし方の希望についての調査である。

「放課後子ども教室を利用したい」が 56 件 (58.3%) で、次いで 20 件 (20.8%) が「クラブ活動など習い事をさせたい」、13 件 (13.5%) が放課後児童クラブを利用したい」となっている。

問 10 は、病児・病後児保育についての調査である。

この 1 年間に子どもの病気やケガで学校や放課後児童クラブを休まなければならなかったときの対処方法について、「母親が休んだ」が 35 件 (61.4%) で最も多く、次いで 12 件 (21.1%) 「親族・知人に預けた」、「就労していない保護者がみた」が同率となっている。少数ではあるが、「仕方なく子どもだけで留守番させた」が 5 件 (8.8%) であった。

問 11 ~ 問 13 は、一時預かりの必要性についての調査である。

この 1 年間で、冠婚葬祭や私用 (買い物、習い事等)、リフレッシュなどを目的に子どもを家族以外に一時的に預けたことが「あった」は、13 件 (13.5%) で、預けた理由として「私用、リフレッシュ目的」が 7 件 (53.8%) で、「就労」が 4 件 (30.8%)、冠婚葬祭などの用事でも預けている状況がある。

今後の利用希望は、8 件 (8.3%) にとどまり、88 件 (91.7%) は利用を希望していない。

宿泊を伴う一時預かりは、この 1 年間で泊りがけの預かりが必要であったのが 8 件 (8.3%) で、そのときの対応として、「親族・知人に預けた」が 100% であった。その場合の困難度は、「特に困難でもない」が 75% を占めている。

問14～問20は、子育てに関する不安や悩み、子育てなどの生活環境についての調査である。

63件(65.6%)が、「子育ては楽しい」と感じており、27件(28.1%)が「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」と回答している。

子育てについての不安や悩みは、50件(52.1%)が「子育て(教育)の経済的負担が大きい」と最も多く、次いで38件(39.6%)の「教育やいじめなどが心配」となっている。そのほか、仕事と子育ての両立が困難、犯罪や事故が増加していることに不安を感じている保護者が多い。

不安や悩みを相談する相手として、73件(76.0%)が「配偶者・パートナー」であり、親やきょうだい、地域の知人・友人、学校の保護者の仲間などに相談している。

生活の優先度の希望は、「家事(育児)時間を優先」が63件(65.6%)、次いで「プライベート時間を優先」が18件(18.8%)に対し、現実には、「仕事時間を優先」47件(49.0%)と最も多く、次いで「家事(育児)時間を優先」が42件(43.8%)になっており、理想と現実には差がある。

仕事と子育ての両立に必要なことは、79件(82.3%)が「配偶者の協力」であり、次いで「職場の中の意識や理解、協力体制」が65件(67.7%)、配偶者以外の家族の協力や子育て後に再就職できる制度の充実などがあげられている。

子どもとの外出時に困ること・困ったことについて、「特に困ること・困ったことはない」が43件(44.8%)で最も多く、子どもを遊ばせる場所が少ない、暗い通りなどが多いという回答が23%となっている。

問21は、必要な子育て支援策についての調査である。

要望として、47件(49.0%)が「安心して子どもが医療機関を受診できる体制」が最も多く、次いで、39件(40.6%)が「子連れで楽しめる場所の増設」である。その他、「企業に対して残業時間や休暇など職場改善の働きかけを求める回答が25件(26.0%)あった。

問22～23は、子どもの安全について、保護者が日常的に気をつけていることの調査である。

犯罪などに巻き込まれないために、79件(85.3%)が「家庭で危険なことについて話し合う」が最も多く、次いで22件(57.4%)が「子どもだけで外留守番させない」ことに気をつけている状況である。

交通事故等から身を守るために、「家庭で交通事故防止について話し合う」が73件(76.0%)、「シートベルトやチャイルドシートを着用」が61件(63.5%)、「自転車の正しい乗り方を教える」が47件(49.0%)を心がけている。

問24は、本町の子育てのしやすさについての調査である。

「子育てをしやすい」、「どちらかといえば子育てしやすい」を含めて、64件(77.1%)は本町での子育てのしやすさを実感している。

自由記載による意見や要望としては、支援施策全般が3件、保育サービスの充実が6件、医療機関の充実が3件、その他が7件である。詳細については、別添参考資料「ニーズ調査報告書」のとおりである。

第4章 ニーズ量の推計

ニーズ調査の結果からニーズ量を推計し、目標事業量の設定をするための基礎資料とします。

1. 児童人口の推計

ニーズ調査に基づき、0から17歳の平成17年から21年までの人口推移から、平成22年から26年の児童人口を推計すると次のようになります。

(単位：人)

	実 績					推 計				
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳児	19	21	11	29	18	23	21	21	20	19
1歳児	27	20	21	12	32	20	25	23	23	22
2歳児	27	28	21	20	12	32	20	25	23	23
3歳児	35	28	28	21	20	13	34	21	26	24
4歳児	26	32	26	28	21	20	13	34	21	26
5歳児	33	25	32	26	30	23	22	15	39	24
0～5歳児計	167	154	139	136	133	131	135	139	152	138
6歳児(小1)	29	35	27	29	25	29	22	21	14	37
7歳児(小2)	32	28	34	28	29	25	29	22	21	14
8歳児(小3)	42	32	27	34	29	30	26	31	23	22
9歳児(小4)	25	43	32	26	32	27	28	24	27	21
10歳児(小5)	32	26	43	32	27	33	28	29	25	29
11歳児(小6)	38	33	26	45	32	27	33	28	29	25
6～11歳児計	198	197	189	194	174	171	166	155	139	148
12歳	26	36	32	26	44	31	26	32	27	28
13歳	40	27	34	32	25	42	30	25	31	26
14歳	31	39	27	34	32	25	42	30	25	31
15歳	32	30	40	27	34	32	25	42	30	25
16歳	50	33	30	37	28	35	33	26	44	31
17歳	44	49	33	31	37	28	35	33	26	44
12～17歳児計	223	214	196	187	200	193	191	188	183	185
計	588	565	524	517	507	495	492	482	474	471

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

2. 平日保育利用希望者の推計

ニーズ調査集計結果における利用希望者数から、平成22年から26年の平日保育の利用希望者を推計すると次のようになります。

(単位：人)

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
平成二十二年 度	前延長(1時間30分)	0	0	0	0	0	0	0
	前延長(1時間)	0	0	1	0	0	1	2
	前延長(30分)	1	2	8	1	4	5	21
	通常保育	9	12	23	10	18	23	95
	後延長(30分)	1	2	7	5	6	8	29
	後延長(1時間)	0	0	3	1	2	3	9
	後延長(2時間)	0	0	1	1	2	1	5
	後延長(3時間以上)	0	0	0	0	0	0	0
平成二十三 年度	前延長(1時間30分)	0	0	0	0	0	0	0
	前延長(1時間)	0	0	0	1	1	0	2
	前延長(30分)	1	3	6	5	2	3	20
	通常保育	8	16	15	29	12	21	101
	後延長(30分)	1	1	2	5	4	5	18
	後延長(1時間)	0	0	1	3	2	2	8
	後延長(2時間)	0	0	1	2	2	1	6
	後延長(3時間以上)	0	0	0	0	0	0	0
平成二十四 年度	前延長(1時間30分)	0	0	0	0	0	0	0
	前延長(1時間)	0	0	0	0	0	0	0
	前延長(30分)	1	1	2	3	6	2	15
	通常保育	10	15	18	18	32	14	107
	後延長(30分)	1	2	2	4	10	6	25
	後延長(1時間)	0	1	1	3	3	3	11
	後延長(2時間)	0	0	1	1	2	2	6
	後延長(3時間以上)	0	0	0	0	0	0	0
平成二十五 年度	前延長(1時間30分)	0	0	0	0	0	0	0
	前延長(1時間)	0	0	0	0	0	0	0
	前延長(30分)	1	2	2	2	2	5	14
	通常保育	9	15	17	19	19	35	114
	後延長(30分)	1	2	3	3	4	12	25
	後延長(1時間)	0	1	2	3	3	4	13
	後延長(2時間)	0	0	1	2	2	3	8
	後延長(3時間以上)	0	0	0	0	0	0	0
平成二十六 年度	前延長(1時間30分)	0	0	0	0	0	0	0
	前延長(1時間)	0	0	0	0	0	0	0
	前延長(30分)	1	1	3	3	2	4	14
	通常保育	10	13	15	20	25	21	104
	後延長(30分)	0	2	2	4	3	5	16
	後延長(1時間)	0	1	1	2	3	3	10
	後延長(2時間)	0	0	1	2	2	2	7
	後延長(3時間以上)	0	0	0	0	0	0	0

3 . 休日保育利用希望者の推計

ニーズ調査集計結果における時間帯別利用希望者数から、平成22年から26年の休日保育の利用希望者を推計すると次のようになります。

(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
7時以前	0	0	0	0	0
7時台前半	0	0	0	0	0
7時台後半	2	3	2	3	2
8時台前半	8	8	5	10	5
8時台後半	10	9	8	16	7
9時台前半	10	12	13	16	14
9時台後半	10	12	13	16	14
10時台前半	10	12	13	16	14
10時台後半	10	12	13	16	14
11時台前半	10	12	13	16	14
11時台後半	10	12	13	16	14
12時台前半	10	12	13	16	14
12時台後半	7	8	7	9	8
13時台前半	7	8	7	9	8
13時台後半	7	8	7	9	8
14時台前半	7	8	7	9	8
14時台後半	7	8	7	9	8
15時台前半	4	8	7	9	8
15時台後半	4	5	3	4	5
16時台前半	2	5	3	4	5
16時台後半	1	2	3	4	2
17時台前半	1	2	3	2	2
17時台後半	1	1	3	2	2
18時台前半	0	0	0	0	0
18時台後半	0	0	0	0	0
19時台前半	0	0	0	0	0
19時台後半	0	0	0	0	0
20時台前半	0	0	0	0	0
20時台後半	0	0	0	0	0
21時台前半	0	0	0	0	0
21時台後半	0	0	0	0	0
22時以降	0	0	0	0	0
最大推計人口	10	12	13	16	14

4. 一時預かり型諸事業利用希望者の推計

ニーズ調査集計結果におけるそれぞれの年間の該当ケース発生日数から、平成22年から26年の一時預かり型諸事業の利用希望者を推計すると次のようになります。

(単位：人)

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児	計
病児・病後児 保育事業	平成22年度	50	87	167	29	78	49	44	38	28	25	27	29	651
	平成23年度	46	109	88	141	40	62	33	44	26	28	28	33	678
	平成24年度	46	120	109	74	137	31	46	45	31	24	29	28	720
	平成25年度	43	111	113	102	64	133	33	44	34	30	25	29	761
	平成26年度	50	114	120	127	92	52	93	31	33	25	29	25	791
一時預かり事業	平成22年度	12	8	14	13	8	9	4	3	4	3	4	4	86
	平成23年度	11	9	9	34	5	8	3	4	3	4	4	4	98
	平成24年度	11	9	11	21	14	5	2	2	4	3	4	3	89
	平成25年度	10	9	10	26	8	14	2	3	3	4	3	4	96
	平成26年度	10	8	9	24	10	9	5	2	3	3	4	3	90
特定保育事業	平成22年度	105	156	250	/	/	/	/	/	/	/	/	/	511
	平成23年度	104	158	187	/	/	/	/	/	/	/	/	/	449
	平成24年度	104	156	190	/	/	/	/	/	/	/	/	/	450
	平成25年度	83	156	187	/	/	/	/	/	/	/	/	/	426
	平成26年度	78	125	188	/	/	/	/	/	/	/	/	/	391
(ショートステイ事業 子育て短期支援)	平成22年度	2	0	0	6	1	0	0	0	5	2	1	0	17
	平成23年度	2	0	0	4	1	0	0	0	6	3	1	0	17
	平成24年度	2	0	0	6	2	0	0	0	5	2	2	0	19
	平成25年度	2	0	0	5	2	0	0	0	6	2	2	0	19
	平成26年度	2	0	0	5	1	0	0	0	6	1	1	0	16
ファミリーサポート	平成22年度	2	20	10	8	2	2	2	20	10	8	2	2	88
	平成23年度	3	10	10	24	2	2	3	10	10	24	2	2	102
	平成24年度	3	8	8	10	4	2	3	8	8	10	4	2	70
	平成25年度	3	6	8	10	4	2	3	6	8	10	4	2	66
	平成26年度	2	5	8	10	5	2	2	5	8	10	5	2	64

5. 放課後児童クラブ利用希望者の推計

ニーズ調査集計結果における時間帯別利用希望者数から、平成22年から26年の放課後児童クラブの利用希望者を推計すると次のようになります。

(単位：人)

		6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児	計
平成二十二年 度	13:01~14:00	12	10	4	3	2	1	32
	14:00~15:00	12	10	4	3	2	1	32
	15:01~16:00	12	10	4	3	2	1	32
	16:01~17:00	8	7	3	3	2	1	24
	17:01~18:00	3	4	2	3	2	1	15
	18:01~19:00	1	2	2	2	2	1	10
	最大推計量	12	10	4	3	2	1	32
平成二十三 年度	13:01~14:00	11	9	5	3	2	1	31
	14:00~15:00	11	9	5	3	2	1	31
	15:01~16:00	11	9	5	3	2	1	31
	16:01~17:00	6	7	3	3	2	1	22
	17:01~18:00	2	4	2	3	2	1	14
	18:01~19:00	1	2	2	2	2	1	10
	最大推計量	11	9	5	3	2	1	31
平成二十四 年度	13:01~14:00	11	9	5	3	2	1	31
	14:00~15:00	11	9	5	3	2	1	31
	15:01~16:00	11	9	5	3	2	1	31
	16:01~17:00	6	7	3	3	2	1	22
	17:01~18:00	2	4	2	3	2	1	14
	18:01~19:00	1	2	2	2	2	1	10
	最大推計量	11	9	5	3	2	1	31
平成二十五 年度	13:01~14:00	11	9	5	3	2	1	31
	14:00~15:00	11	9	5	3	2	1	31
	15:01~16:00	11	9	5	3	2	1	31
	16:01~17:00	6	7	3	3	2	1	22
	17:01~18:00	2	4	2	3	2	1	14
	18:01~19:00	1	2	2	2	2	1	10
	最大推計量	11	9	5	3	2	1	31
平成二十六 年度	13:01~14:00	12	10	4	3	2	1	32
	14:00~15:00	12	10	4	3	2	1	32
	15:01~16:00	12	10	4	3	2	1	32
	16:01~17:00	8	7	3	3	2	1	24
	17:01~18:00	3	4	2	3	2	1	15
	18:01~19:00	1	2	2	2	2	1	10
	最大推計量	12	10	4	3	2	1	32

第5章 後期行動計画

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に、「比布町次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」の各目標達成のための事業等を以下のとおり設定します。

1. 地域における子育て支援

1-1 子育て支援サービスの充実

《現状と課題》

本町では、少子化や核家族化により、親子を取り巻く生活環境が変化している中で、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目指し、地域をあげて取り組んでいます。

子どもを持つことへの不安が大きくなり、子どもを生む以前の問題が生じてきている近年、本町においても子育ての不安、負担感が増大してきています。これらを解消する取り組みとして、平成16年から保健センターに子育て支援センターを設置し、親子が集い交流できる広場を定期的に開設して子育て力の向上に努めています。

子育てに関する情報提供や住民による自主的な子育てサークル活動への支援、子育てボランティアの育成などを進めるとともに、地域全体の協働による子育てを支援する環境づくりが求められています。

保育園、学校、子育て支援センター、母子通園センター等との連携を深め、必要に応じた支援やネットワークの活用と充実を図るなど、家庭や保護者に重点をおいた新たな子育て支援サービスを整備していくことが必要です。

《事業の取り組み》

(1) 子育てに関する相談体制

育児不安を抱えやすい初妊婦・産婦・乳幼児の養育家庭を訪問し、より良い母子関係や育児環境について支援するとともに、子育てに関する不安等の相談を行います。核家族の進展や離婚の増加に伴うひとり親家庭等を巡る状況の変化に的確に対応していくため、相談ニーズを踏まえながら、訪問体制の充実を図ります。

(2) 子育て支援センター

入園前の親子を対象に、子どもと親が集い、交流する場として保健センターを週2日開放し、保育士を配置した中での遊びや子育ての情報交換の場所を中心に、子育ての中核機関として、機能の充実を図ります。また、親子が気軽に参加でき、親子の絆や子育て力の向上が図れるよう支援します。

子育て相談については、保育士・保健師・栄養士が関わるなど、親子が安心して利用できる体制づくりに努めます。

(3) 子育てサポートセンター（ファミリーサポートセンター）

冠婚葬祭、急な用事が入った時、自分の時間が欲しい時、病気、育児疲れなどから一時的に子育てから開放されたい時など、様々な事情により保護者の家庭での子育てが困難になるケースが増加していることはニーズ調査からも明らかです。

また、急な仕事などにより、子どもを迎えに行けないなど、一時的にサポートを希望するケースが増えてきています。

子育ての負担やストレスの軽減、仕事を持つ保護者を支援するため、平成22年度から子育てサポートセンター事業を実施します。

(4) 上川中部こども緊急さばねっと

平成21年度から上川中央部1市7町による「こども緊急さばねっと」が実施されています。

病児病後児や早朝夜間、宿泊を伴う急な子どもの預かりに対し援助するものですが、多様化する福祉ニーズに対応するため、広報活動に努めます。

(5) 子育て情報の提供

子育てをしている家庭向けに、子育てハンドブックやパンフレットを配布し、子育て親子向けのイベント情報などを提供できるよう、保育園や学校等の関係機関との連携を深めます。

1 - 2 保育サービスの充実

《現状と課題》

保護者の就労または疾病などの理由により、保護者の委託を受けて、くるみ保育園で保育に欠ける児童の保育を行っています。平成15年に園舎を改築したことに

より、0歳児からの受入体制が整備されたところです。広域保育による保育所定員の弾力化により待機児童はいませんが、今後、社会情勢等を見ながら柔軟に対応していきます。

乳幼児期の子育てを支え、保護者の養育力の向上につながるよう、保育所の特性を生かした支援が求められています。

《事業の取り組み》

平成21年4月施行の新保育所保育指針に基づき、創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上が図られるよう保育環境の整備に努めます。

また、発達の遅れや障がいのある児童対し、関係機関と連携して早期発見・早期治療に努めます。

育児の専門機関として育児不安等の解消のため、相談・支援体制の充実に努めます。

1 - 3 放課後児童対策事業の充実

《現状と課題》

青少年会館を利用して、親が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、健全育成の場として、放課後や土曜日などに放課後児童クラブを開設しています。平成20年度から利用児童の年齢を小学3年生までから小学6年生までに引き上げたことにより、利用児童数が増加したことから、平成21年度には指導員の増員や既存室間の面積を拡張するなど、安全性に配慮した対応に努めてきたところです。利用時間についても利用者ニーズに対応し、夕刻の閉所時間を17時から17時30分へ延長しています。就労する保護者（主に母親）が年々増加傾向にあることから地域の実情や保護者の就労状況を考慮して、さらなる開所時間の延長について、引き続き検討していくことが必要です。

《事業の取り組み》

児童が安全で安心して健やかに育まれるよう、また、保護者自身が互いに協力して子育ての責任が果たせるよう支援していくとともに、要望の多い施設整備の改善について検討し、利用児童が安心して活動できる場の確保に努めます。

1 - 4 子育て支援のネットワークづくり

《現状と課題》

子育てを行っているすべての家庭に対し、質の高い子育て支援サービスを提供するため、地域におけるネットワークを形成していくことは重要な課題となっています。地域の子育て力の向上を図るため、子育てに関する情報提供や住民による自主的な子育てサークル等への活動支援、子育てボランティアの育成などを進める必要があります。

《事業の取り組み》

(1) 子育てサークル、子育てボランティアの活動支援

子育て支援センターを拠点として、子育て情報を発信し、住民自らが活動主体となるような子育てサークル活動の支援や子育てボランティアの人材育成に努めます。

(2) 多様な子育て支援事業

北海道が中心となって実施している「どさんこ・子育て特典制度」や「北海道すきやき隊」(注)の参画を進め、社会全体で子どもたちを支援する環境づくりに努めます。

どさんこ・子育て特典制度とは

この制度を導入している市町村において、子育てを支援するため協賛する店舗や施設等から、小学生までの子どもがいる世帯に対し、保護者と同伴で買い物や施設等を利用する際に、認証カードを提示することにより割引や無料サービス、プレゼント等の特典が受けられる制度です。

北海道すきやき隊とは

北海道すきやき隊(子育て応援団)とは、子育て支援の輪を社会全体に広げるため、道内にある企業や団体に対し、子育てと仕事の両立を支援するための職場環境の整備や少子化対策に資する活動をする団体です。「せわずき・せわやき隊」は、地域で活動する子育てや子育てに関わるボランティアのことで、北海道に登録して活動をしています。

(3) 民生委員・児童委員活動

地域における身近な相談者として、保護を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の生活実態や抱える問題を的確に把握し、問題の早期発見・対応の支援を行います。さらに、児童福祉を専門に担当している主任児童委員と連携し、児童の健全育成のための活動や情報提供などを行い、子どもと子育て家庭への支援に努めます。

2 . 子どもや母親の健康の確保と増進

《現状と課題》

育児情報の氾濫や子育ての孤立化に伴う育児不安の増加など、社会情勢の急激な変化に起因する課題が生じています。

母親の心身の変化が著しい時期である妊娠期・出産期の健康を保持するとともに、安心して妊娠・出産できる環境づくりを進めることが必要です。

さらに、こどもの心身の健康の基礎づくりの重要な乳幼児期において、病気の予防や早期発見、健康的な生活習慣の確立に向けた保健指導等を行い、子どもの健やかな成長・発達を支援します。

2 - 1 子どもや母親の健康の確保

《事業の取り組み》

(1) 母子健康手帳及び妊婦健康診査票の交付

妊娠の届け出をされた方に母子健康手帳の交付と妊婦一般健康診査(14回)、超音波検査受診票(14回)を交付し、専門医療機関を受診することにより、妊婦の健康保持・増進を図ります。

(2) 妊産婦・母子健康相談

妊娠・出産・育児に関することや母子の健康に関することでの来所・電話相談に常時対応できるよう職員(保健師・栄養士)を配置しています。また、母子健康手帳交付時に保健指導と情報提供を行います。

(3) 母子保健家庭訪問

育児不安を抱えやすい初妊婦・産婦・新生児・乳幼児を対象に保健師・栄養士が訪問指導を行います。

(4) 乳幼児健康診査

子どもの健康を親自身が確認することができるよう、また、親が自信を持って子育てができるよう、病気や異常の早期発見と予防及び育児・離乳食などの相談を行い、早期治療や早期療育につなげるとともに、育児不安などによる虐待を防止するため育児指導の充実を図ります。

(5) 歯科検診及びフッ化物塗布

歯科医による歯科検診、フッ化物の塗布・洗口、生活習慣・食生活・口腔衛生等の指導により、幼児のむし歯予防の啓発に努めます。

(6) 各種予防接種の推進

予防接種法で定められた小児の定期予防接種など、医療機関に委託する個別接種とし、乳幼児健診等でリーフレットを配布指導するなど、望ましい年齢での接種の推奨に努めます。また、季節性インフルエンザ、ヒブワクチン、水ぼうそう、おたふくかぜの伝染予防接種の費用の一部を助成して、子どもの健康の保持・増進を図ります。

2 - 2 食育の推進

《事業の取り組み》

(1) 親子クッキング教室

小学1・2年生と保護者を対象に、食生活改善推進員の協力を得て、栄養士が調理実習・会食・講話を行います。実習を通して食べ物の働きや調理の楽しさ、食事と健康の関わりなどを親子で学ぶことで、より良い食生活を身につけてもらうための支援を行います。

(2) 妊婦・乳幼児等への栄養指導

妊娠期、出産期、乳幼児期及び学童期を通じて母子の健康が確保されるよう、各種健診、相談、親子教室等の機会や学校における定期健診等の機会を通じて健康状態の把握や個人の状況や発達段階にあわせた栄養指導を行い、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。

(3) 学校給食

児童生徒が望ましい食習慣を身につけ、将来にわたって健康な生活を送ることができるよう、小中学校で栄養教諭の活用や家庭と連携した取り組みを進めます。また、地元食材を活用し、子どもに安全で安心できる、栄養バランスのとれた学校給食の運営に努めます。

2 - 3 思春期保健対策の充実

《事業の取り組み》

思春期は子どもが大人へと成長する大切な過程であり、心身ともに大きく変化し、様々な悩みや不安を抱く時期でもあります。喫煙・飲酒・薬物乱用や性・エイズ等の正しい知識と情報を伝えるため、学校や関係機関との連携を図り、学習機会や相談体制の充実など、生徒の心の問題解消に向けて支援します。

2 - 4 小児医療の充実

《事業の取り組み》

ニーズ調査の結果からも、安心して子どもが医療機関にかかれる体制整備の要望は多く、安心して子どもを生み、子どもたちが健康で暮らせる環境づくりのため、町立診療所を含めた小児医療体制の確立に努めます。小中学校では、学校医による児童生徒への健康診断により、病気の早期発見、保健指導の充実を図ります。また、子どもが夜間に病気や怪我を負った場合、応急処置等のアドバイスを行う小児救急電話相談事業（注）について、各種健診等で情報提供します。

小児救急電話相談事業

厚生労働省の事業で、北海道は札幌に相談窓口が開設されています。

アドバイザーは、小児科医師、看護師が担当しています。

3 . 子どもの教育環境の整備

《現状と課題》

近年、全国的にいじめや不登校、低年齢化傾向にある青少年犯罪の発生、家庭や地域社会の教育力の低下など、教育課題の対応が求められています。

学校教育では、学習指導要領に基づき、児童生徒の個性を生かし、新しい時代の変化に柔軟に対応できる能力を身につけるため、自ら学び自ら考える「生きる力」と心豊かにたくましく生きていくことのできる環境づくりが重要な課題となっています。また、学習指導要領の改訂に伴い、新課程への移行を段階的に進めることが必要です。

学校教育法等の改正により、発達障害（LD、ADHD（注）高機能自閉症等）などの障がいのある児童生徒に対して、特別支援教育を行うこととされました。対象児童生徒が在籍する学校は、特別支援教育コーディネーターを配置し学級担任と連携するとともに、学習上のサポートを行う特別教育支援員を活用しながら、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。

特色ある教育活動を展開し、町民の信頼と期待に応えられるよう、広く学校経営についての理解を求め、地域に開かれた学校づくりを進めることが必要です。

LDとは

学習障害。基本的には全般的な全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

ADHDとは

注意欠陥・多動性障害。多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障害もしくは行動障害。

3 - 1 次代の親の育成

《事業の取り組み》

少子化や核家族化が進行し、以前に比べて中高生が子どもの頃から幼い子どもや赤ちゃんと実際にふれあう機会が少なくなっています。保育所、子育て支援セ

ンター、乳幼児健康診査等の場などを活用し、赤ちゃんとのふれあい体験を通じて、育児体験や生命を慈しむ心を育てる機会を広げる取り組みを推進します。

3 - 2 学校の教育環境などの整備

《事業の取り組み》

(1) 地域教育資源の活用

自ら学び、自ら考え、よりよく問題を解決する「確かな学力」を育むため、総合的な学習の時間等で、地域の農業や福祉などの人材を活用し、学習内容の充実に努めます。

また、他人と協調し、思いやる心や感動する心「豊かな心」を育むため、自然環境を取り入れた総合的な学習など地域の特色を活かした教育活動を推進します。

(2) 学校評議員制度の活用

学校が保護者や地域住民の意向を幅広く聞くためのもので、連携・協力しながら特色のある教育活動を展開して、広く学校運営についての理解を深め、地域に開かれた信頼ある学校づくりを進めます。

(3) 教職員の研修

学校教育の直接の担い手である教職員の活動は、子ども的人格形成に大きな影響を及ぼすことから、教職員の資質の向上を図るため、自らが主体的に日々の研修に努めるとともに、校内外における研修等に参加できる機会を確保します。

(4) 家庭・地域との連携

学校、家庭、地域が連携を密にし、いじめ、青少年非行等の問題行動の未然防止を図り、思いやりのある心を育てる生徒指導に努めます。

(5) 幼児教育

本町には幼稚園がないため、保育園の保育業務の中で、一定の幼児教育的役割を担っていますが、ニーズ調査によると幼稚園の希望が比較的多いことから、対象者数、保育所などの運営状況を総合的な視点で検討していきます。

3 - 3 家庭や地域の教育力の向上

《事業の取り組み》

(1) 子ども体験教室

少子化、核家族化、地域における地縁的な希薄化などの影響により、家庭や地域の教育力の低下が懸念される中、意欲あふれる自立した若者へと成長できるよう、地域サポーターの協力による子ども体験教室など、親子体験活動や地域住民との交流活動を推進します。

(2) 子ども会への支援

地域を中心とした子ども会の育成・支援・体制づくりに努めます。

(3) ひろがり文庫

豊かな心の人間性を育む機会として、「読み聞かせ会」を定期的で開催し、図書館を活用することで、読書活動の助長を図ります。

(4) ブックスタート

子どもの心の成長を支援するため、乳幼児健康診査時に絵本を贈ります。

(5) スポーツ少年団活動等の育成・支援

子どもの体力が低下傾向にある現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、体育協会傘下の団体活動を支援し、総合型地域スポーツクラブ（注）の育成助長を図り、スポーツ少年団活動やスポーツクラブジュニアの活動を引き続き支援します。

特に、冬季スポーツでは、学校でのスキー学習やスキー教室、町民スキー大会を通して、親子や家族で楽しめる生涯スポーツに努めます。

総合型地域スポーツクラブとは

子どもから大人まで、学校や職場など所属の枠を越え、気軽に様々なスポーツを楽しむクラブ。

4 . 生活環境の整備と安全の確保

《現状と課題》

本町は、豊かな自然環境に囲まれ、都会的な危険な要素がない町でしたが、近年では、児童・生徒に対する不審者の声かけなどの事例が発生しています。

地域で育つ子どもたちが、安心して地域で遊び、学ぶことができ、子育て家庭が快適に生活していけるような生活環境の整備とまちづくりを目指します。

また、交通環境の変化や交通マナーの低下、交通ルール違反などによる交通事故が後を絶たず、特に弱者である子どもたちや高齢者などが犠牲になっているのが現状です。交通事故防止のため、子どもの視点に立った環境整備と啓発活動に取り組む必要があります。

4 - 1 安心して外出できる環境の整備

《事業の取り組み》

(1) 道路・公園等の整備

親子連れなど、あらゆる人たちが安心して外出できるよう、段差を解消したバリアフリー化、トイレ内にベビーシートや女性用トイレに小児用小便器を設置するなどの整備に努めます。

(2) 街路灯・標識の設置

子どもを犯罪や事故の被害から守るため、必要な街路灯や標識の設置と点検・整備に努めます。

4 - 2 安全を確保する防犯活動の推進

《事業の取り組み》

(1) 安全で住みよい町づくり条例に基づく活動

比布町安全で住みよい町づくり条例に基づき、安全で住みよい町づくりに関する施策を推進します。

(2) 防犯協会活動事業

子どもを犯罪等から守るため、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制を確立する

とともに、安全活動、啓発活動の推進等の防犯活動を支援します。

(3) 防犯パトロールの実施

学校関係者、PTA等の関係団体と連携して、街頭巡回、街頭あいさつ運動や列車添乗などのパトロール活動を推進します。

(4) 地域安全ニュースの配布

地域安全ニュースなどのリーフレットを全戸配布し、防犯意識の啓蒙を図ります。

(5) 「子ども110番の家」の活用

子どもが不審者等から声をかけられたりした場合に、助けを求め駆け込むことができる「子ども110番の家」を町内の商店等の協力を得て、取り組みを進めます。

(6) ぼうはんメールの活用

子ども被害情報、犯罪発生・防犯対策の情報など、利用登録をしたパソコンや携帯電話にメールを配信し、被害拡大の防止に努めます。

4 - 3 交通安全を確保する活動の推進

《事業の取り組み》

(1) 交通安全教室等の実施

幼児や小学生を対象に保育園、小学校で安全な歩行や自転車の乗り方等についての交通安全教室を実施するとともに、関係機関と連携を図りながら、新入学児童の交通安全指導を実施します。

(2) 交通安全街頭指導の実施

毎月1・15日の「交通安全の日」をはじめ、毎日の児童生徒の登校時や各種行事において交通指導員、PTAによる街頭啓発・指導を行います。

(3) 交通安全意識の啓発活動

各期別交通安全運動に合わせ、リーフレットを全戸配布するとともに、関係機関・団体と連携しながら交通安全キャンペーンを実施し、町民意識の高揚を図ります。

(4) 交通安全施設の整備

通学路の交通標識や信号機等の整備を図ります。

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

《現状と課題》

女性の社会参画や職場進出は増加傾向にありますが、職業以外の家事、育児、介護等のほとんどを女性が担っているのが現状です。最近では、未婚化・晩婚化が進展する一方で、仕事と家庭の両方を担ってきた女性が、出産、子育てをためらう傾向がみられ、それが少子化の大きな要因となっています。家庭における男女の役割分担などの見直しを含めた環境づくりが求められています。また、仕事と子育てが両立できる職場環境の整備についても、企業への啓発の取り組みが必要です。

5 - 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

《事業の取り組み》

ワーク・ライフ・バランス（注）の推進のため、町広報紙などで男女共同参画の啓発に努めます。また、職場優先の意識や固定的な役割分担意識等の解消のため、関係機関と連携して情報の提供に努めます。

ワーク・ライフ・バランスとは

仕事と生活の調和憲章での定義で、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としている。

5 - 2 仕事と子育ての両立支援

《事業の取り組み》

保護者の多様な働き方、ニーズに応えられるよう保育サービス、放課後児童健全

育成事業の充実に努め、保護者が働きやすい環境づくりを進めます。また、仕事と子育ての両立支援のための体制整備、関係法制度等について、関係機関と連携して情報の提供に努めます。

6．要保護児童への取組の推進

《現状と課題》

児童虐待は、子どもの生命に関わる問題となり、迅速かつ慎重な対応が求められます。虐待の発生を予防するためには、親の孤立を防ぎ、早期発見に努めなくてはなりません。親だけに責任を負わせるのではなく、地域ぐるみで見守り育てていくことができる環境づくりが求められています。

一方、離婚等の増加により、母子家庭等のひとり親家庭が増えていますが、経済的・社会的に不安定な状態であることから、自立した社会生活を送ることができるよう支援することが必要です。

障がいのある子どもを持つ子育て家庭についても、社会的な不安を抱えている状況で、障がいのある子どもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活できる環境の整備が求められています。

6 - 1 児童虐待防止策の充実

《事業の取り組み》

(1) 要保護児童対策地域協議会

地域協議会の構成機関（注）の連携を深め、児童虐待を早期発見・早期対応ができるよう必要に応じて代表者会議やケース検討会を開催します。

地域協議会の構成機関とは

町、児童相談所、保健福祉事務所、保育園、学校、民生児童委員、駐在所、母子通園センター、診療所、消防署、社会福祉協議会、人権擁護委員、保護司、歯科医師の代表者で構成されています。（平成21年3月18日協議会設置）

(2) 家庭訪問

育児不安を抱えやすい初妊婦・産婦・新生児・乳幼児を対象に保健師・栄養士等が訪問指導を行います。

6 - 2 母子家庭等の自立支援の推進

《事業の取り組み》

離婚等の増加により、母子家庭等のひとり親家庭が増加傾向にあり、児童の健全育成を図るため、父子家庭を含めたひとり親家庭に対する相談・指導体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供に努めます。経済的支援として、児童扶養手当の支給、就労支援センターの情報提供、保育所の入所など生活実態に応じた支援に努めます。

6 - 3 障がい児施策の充実

《事業の取り組み》

(1) 発達チェックと療育相談の実施

乳児・1歳6ヵ月・3歳児健診にあわせ発達チェックと療育相談、経過観察を行います。未受診者には訪問するなど、母親と共に乳幼児の発達状況を確認し、母親が適切な対応ができるよう支援します。

(2) 障がい福祉サービス等の利用支援

障がいのある児童のサービスの利用について、発達に応じた支援ができるよう相談体制の充実を図ります。

広域的な発達支援施設である母子通園センター（当麻町・愛別町・上川町・比布町の共同設置）を通じて身体・言語・情緒の発達に心配や悩みがある乳幼児とその親に対して専門スタッフによる指導・助言を行い、早期療育や親の不安軽減を図ります。

7. 目標事業量の設定

この計画を推進するため、子育て支援サービス等の目標値を設定して取り組みます。

事業名	平成21年度 実施事業量	平成26年度 目標事業量	事業の内容
通常保育事業	1か所	1か所	保育所において、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける児童の保育を行う事業
特定保育事業	-	-	親の就労形態の多様化に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、3歳未満児を対象に週2、3日程度、又は午前か午後のみ必要に応じて保育所等において保育を行う事業
延長保育事業	-	-	保育所の通常の開所時間以外の保育ニーズへの対応を図るための事業
夜間保育事業	-	-	夜間の保育ニーズへの対応を図るための事業
トワイライトステイ事業	-	-	児童を養育している家庭の保護者が残業等の理由により、家庭における児童の養育が困難になった場合に、保育施設等で生活指導、夕食の提供等を行う事業
休日保育事業	-	-	日曜・祝日の保護者の勤務等による保育ニーズへの対応を図るための事業
病児・病後児保育事業	-	-	保育所に通所中の児童が体調不良となり、保護者が就労等で迎えに来られない場合や病気の回復期に集団保育が困難な期間、児童を保育所、病院等に付設された専用スペース等において一時的に預かる事業
放課後児童健全育成事業	1か所	1か所	保護者が昼間家庭にいない小学校低学年児童を対象に、授業の終了後児童館等を利用して、放課後児童指導員を配置し適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
地域子育て支援拠点事業（ひろば型）	1か所	1か所	保育所や空き施設等において乳幼児の保育に関する相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、子育てサークルの支援等を行う事業
一時預かり事業	1か所	-	保護者が冠婚葬祭、傷病・入院等により緊急・一時的に保育を必要とする児童を保育所や空きスペース等において預かる事業
ショートステイ事業	-	-	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が困難になった場合に、保育施設等で一時的に養育する事業
ファミリーサポートセンター事業	-	1か所	児童の保育等に関する援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との連絡調整を行うとともに、講習その他必要な援助を行う事業

参 考 资 料

(資料1)

比布町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 比布町次世代育成支援行動計画(以下「計画」という。)を策定するため、比布町次世代育成支援行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(趣旨)

第2条 急速な少子化に対し、保護者が仕事と子育ての両立の負担感を緩和することで、安心して子育てができるような様々な対策を進め、次代を担う子供たちが夢や希望を持てる社会環境の整備を図ることを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、計画を策定するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、10名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に定める者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 児童関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し委員長が会議の議長となる。

(任期)

第7条 委員の任期は、平成22年3月31日の計画の策定が完了するまでとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課福祉係において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則(平成21年6月1日告示第83号)

この要綱は、公布の日から施行する。

《資料2》

比布町次世代育成支援行動計画策定委員名簿

区 分	団 体 名 ・ 職 名	氏 名
福 祉 関 係 者	比布町民生児童委員協議会 会長	中 根 慶 邦
福 祉 関 係 者	比布町民生児童委員協議会 主任児童委員	澤 田 勇
児 童 関 係 者	比布町PTA連合会 会長	谷 口 雅 浩
児 童 関 係 者	比布町放課後児童クラブ 指導員	安 藤 裕 子
保 育 関 係 者	くるみ保育園 園長	宮 崎 憲 嗣
保 育 関 係 者	くるみ保育園父母の会 会長	三 浦 記 子
学 識 経 験 者	比布町人権擁護委員	福 士 恵 子
関係行政機関の職員	比布町総務企画課 課長	植 村 勇
関係行政機関の職員	比布町教育委員会生涯学習課 課長	大 石 靖

事 務 局	比布町保健福祉課 課長	谷 義 則
	比布町保健福祉課 課長補佐	大 谷 浪 子
	比布町保健福祉課福祉係 係長	佐々木 良 司
	比布町保健福祉課福祉係 主査	橋 口 百合枝

(任期：平成21年9月24日～平成22年3月31日)

比布町次世代育成支援対策地域行動計画

平成22年3月

発行 比布町

編集 比布町保健福祉課

住所 〒078-0392

北海道上川郡比布町北町1丁目2番1号

電話0166-85-2111(代表)